

徳島市産業支援交流センター

指定管理者募集要項

令和4年8月

徳島市経済部経済政策課

## 【目 次】

	頁
第 1 募集の目的	1
第 2 管理運營業務に関する事項	1
1 施設の概要	1
2 管理の基準	1
3 業務の範囲	1
4 指定期間	2
5 指定管理料基準額	2
6 利用料金	2
7 自主事業の実施に係る経費	2
8 経理等	2
9 事業報告及びセルフモニタリング	3
10 事業の継続が困難となったとき等の措置	3
11 情報管理と情報公開	3
第 3 募集に関する事項	4
1 募集及び選定スケジュール	4
2 申請者の資格	4
3 管理運営にあたっての条件	5
4 募集要項等の公開及び配布の期間	5
5 現地説明会の開催	6
6 募集内容等に係る質問の受付	6
7 申請書類及び作成要領	6
8 申請書類の提出	6
第 4 選定及び指定に関する事項	7
1 審査日程	7
2 審査基準	8
3 選定方法	8
4 選定結果の通知及び公表	8
5 留意事項	8
6 指定管理者の指定	9
7 協定の締結	9
第 5 その他の事項	9
1 申請書類等の取り扱い	9
2 費用負担	10
3 納税義務	10
4 申請書提出後の辞退	10
5 問合せ先及び申請書提出先	10
<資料> 産業支援交流センター平面図	11

# 徳島市産業支援交流センター指定管理者募集要項

## 第1 募集の目的

徳島市産業支援交流センター（以下「センター」という。）は、木工や藍染めなどの地域資源を活用した産業（以下「地場産業」という。）をはじめとする本市の産業を担う起業家、事業者等への支援を通じて新たな事業を創出し、産業を育成するとともに、利用者相互の交流を促進することにより、本市の経済の発展を図るための施設であり、徳島市（以下「市」という。）の行政目的を効果的・効率的に達成できるよう、センターの管理運営に努めていかなければなりません。

市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年徳島市条例第21号）第2条及び徳島市産業支援交流センター条例（令和元年徳島市条例第26号。以下「センター条例」という。）第4条の規定に基づき、令和5年4月からのセンターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集するにあたり、十分な適格性と能力を備えた者を選考するため、本募集要項を定めるものとします。

## 第2 管理運営業務に関する事項

### 1 施設の概要（別添の＜資料＞センター平面図をご参照ください。）

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 名称   | 徳島市産業支援交流センター   |
| (2) 所在地  | 徳島市元町1丁目24番地（アミコビル内 1階・9階）  |
| (3) 開館日  | 令和2年7月  |
| (4) 施設規模 | 延床面積 458.42㎡<br>* 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく専有部分の床面積                         |
| (5) 主要施設 | 1階（200.61㎡）<br>展示販売スペース、フリースペース、事務室<br>9階（257.81㎡）<br>オープンスペース、多目的スペース、有料スペース、事務室 |

### 2 管理の基準

センター条例において規定された供用時間等に関する詳細を含め、その他の遵守すべき事項及び関係法令等については、別紙資料「徳島市産業支援交流センター管理運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載しています。

### 3 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、センター条例第4条に定めるとおりとし、業務の詳細な内容については要求水準書を参照してください。

#### 4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。（5年間）

指定管理者の指定については、徳島市議会（以下「議会」という。）での議決により正式に確定することとなります。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でない認められるとき等は、指定を取り消すことがあります。

#### 5 指定管理料基準額

指定管理者は、センターの施設及び付属設備の利用料金収入と市からの指定管理料をもって、センターの管理運営業務を行うものとします。

指定管理料については、既存の市有施設の実績等を参考にし、年間の管理運営経費から利用料金収入等を差引きして算出し、基準額を設定しています。この基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料基準額は、令和5年度から令和9年度までの5年間について年額20,125,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）です。

最終的に、指定管理料については、市と指定管理者が締結する協定により決定します。詳細は、要求水準書を参照してください。

#### 6 利用料金

センターの利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用し、センター条例第8条第4項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受することができます。

利用料金の額は、センター条例別表に掲げる額を上限として、指定管理者が施設の利用促進及び利用者へのサービス向上といった観点を踏まえ、あらかじめ市長の承認を得て設定することになります。

また、センター条例第9条の規定に基づき、市長が定める基準により利用料金を減額又は免除することができます。減免基準については、要求水準書を参照してください。

#### 7 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に必要な経費は、指定管理者の負担とし、指定管理料を充てることはできません。また、自主事業で得た収入は指定管理者の収入とします。

#### 8 経理等

指定管理業務に係る会計とその他業務（法人等の固有業務）に係る会計を区分するとともに、指定管理者に係る経費と収入は専用の口座で管理してください。なお、経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

また、指定管理業務と自主事業は、明確に区分して会計処理を行うとともに、経理

規定を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え適正に会計を処理し、指定期間満了後、帳簿については10年間、会計証拠書類については5年間保管してください。

なお、帳簿及び会計証拠書類については、市が閲覧を求めた場合は、これに応じなければなりません。

## 9 事業報告及びセルフモニタリング

市が指定管理者による施設の適正な管理運営状況を確認するため、指定管理者は事業報告書を提出するとともに、セルフモニタリングを実施するものとします。詳細については、要求水準書を参照してください。

## 10 業務の継続が困難となったとき等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難になったとき又はそのおそれが生じたときは、直ちに市に報告しなければなりません。そのときの措置については次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になるおそれが生じたときは、市は指定管理者に対して改善措置等の指示を行い、期間を定めて改善計画書の提出及びその実施を求めることができます。
- (2) 指定管理者がその期間内に改善することができなかつたときは、市は、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止の命令ができるものとします。
- (3) 指定管理者が倒産(解散)し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなどして、業務の継続が困難と認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) 上記の(2)若しくは(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止されたときは、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (5) 不可抗力その他、市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者で協議し、業務継続の可否等について決定します。一定期間内に協議が整わないときは、市は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。
- (6) 上記の指定の取消し、業務停止の命令、又は協定の解除が行われたときは、指定管理者は、次期指定管理者又は他の施設管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければなりません。

## 11 情報管理と情報公開

徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第14条(秘密保持の義務)及び同15条(情報公開)の規定に基づき、情報の管理及び公開について取り扱うものとします。詳細については、要求水準書を参照してください。

### 第3 募集に関する事項

#### 1 募集及び選定スケジュール

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| (1) 募集要項等の公開・配布          | 令和4年8月1日(月)<br>～令和4年9月15日(木)  |
| (2) 現地説明会の受付             | 令和4年8月1日(月)<br>～令和4年8月16日(火)  |
| (3) 現地説明会                | 令和4年8月18日(木)                  |
| (4) 質問の受付                | 令和4年8月19日(金)<br>～令和4年8月31日(水) |
| (5) 質問への回答(ホームページ上で回答)   | 随時                            |
| (6) 申請書類の受付              | 令和4年9月1日(木)<br>～令和4年9月15日(木)  |
| (7) 審査選定                 | 令和4年10月中旬                     |
| (8) 選定結果の通知及び公表(ホームページ)  | 令和4年11月1日(火)                  |
| (9) 議会での指定議案の議決          | 令和4年12月下旬                     |
| (10) 指定管理者の指定の通知         | 令和4年12月下旬                     |
| (11) 指定管理者の指定の告示         | 令和4年12月下旬                     |
| (12) 指定管理者の指定の公表(ホームページ) | 令和4年12月下旬                     |
| (13) 基本協定の締結             | 令和5年1月                        |
| (14) 事務引継等               | 令和5年2月                        |
| (15) 年度協定の締結             | 令和5年4月1日(土)                   |
| (16) 管理運営業務開始            | 令和5年4月1日(土)                   |

#### 2 申請者の資格

指定管理者の募集に申請できる者は、要求水準書に記載する法令等を遵守し、かつ指定期間中に施設を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成される共同体(以下「共同体」という。)であることとします。個人での申請はできません。

また、共同体を含む法人等及び代表者が次の欠格事項に該当しない必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- (3) 市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止又は指名回避等の措置を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続の申立てがなされた者
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (7) 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (8) 法人等若しくは共同体の構成法人等であって、他の共同体の構成法人等である者又は二つ以上の提案を行う者
- (9) 労働基準法等の労働者使用関連法令の違反により、公訴、送検又は命令等の行政処分を受けてから5年を経過しない者
- (10) 徳島市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項の規定に該当する者
- (11) 役員（法人等の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ④ 暴力団の構成員等
  - ⑤ 選定委員会委員（「第4 選定及び指定に関する事項」参照）

### 3 管理運営にあたっての条件

指定管理者は、利用者へのサービス向上、経営の効率化に努め、公の施設として次に掲げる条件に従って適切な管理運営を図るものとします。

- (1) 地方自治法、センター条例等を遵守しなければなりません。
  - (2) 労働基準法その他の労働関係法令を遵守しなければなりません。
  - (3) 施設利用者に対して、公平な取扱いをしなければなりません。
  - (4) 徳島市個人情報保護条例等の趣旨に沿い、管理運営業務を通じて取得した個人情報その他の情報は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止を図るとともに、適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
  - (5) その他市長が定める条件
- なお、条件等についての詳細は、要求水準書を参照してください。

### 4 募集要項等の公開及び配布の期間

募集要項は、令和4年8月1日（月）から市のホームページに掲載します。

また、募集要項等関係書類は、経済部経済政策課の窓口において、令和4年8月1日（月）から令和4年9月15日（木）まで配布します。（8時30分から17時ま

で。ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)

## 5 現地説明会の開催

- (1) 開催日時： 令和4年8月18日(木) 10時15分から(受付は10時から)
- (2) 集合場所： アミコビル9階 産業支援交流センター09
- (3) 参加資格： 本要項中「第3 募集に関する事項 2 申請者の資格」を満たす法人等又は共同体に所属する者とします。
- (4) 参加申込： 参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書(様式1)により、必要事項を記入の上、持参又は郵送により経済政策課まで申し込んでください。持参の場合の受付時間は、8時30分から17時まで(ただし、土、日曜日及び祝日を除く。)
- (5) 申込締切： 令和4年8月16日(火) 17時必着

## 6 募集内容等に係る質問の受付

- (1) 受付期間： 令和4年8月19日(金) から令和4年8月31日(水) 17時必着
- (2) 質問方法： 質問書(様式2)により、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで経済政策課あてにお送りください。ただし、質問者は、本要項中「第3 募集に関する事項 2 申請者の資格」を満たす法人等又は共同体に所属する者とします。
- (3) 回答方法： 回答は個別通知をせず、随時、市のホームページにおいて、公開する予定です。

## 7 申請書類及び作成要領

別紙「徳島市産業支援交流センター指定管理者募集様式集」の、「申請書類の作成要領」及び「申請書類及び添付書類一覧表」のとおりとし、正本1部及び副本10部を提出してください。

また、申請書類のうち事業計画書(様式12-1から12-10)については、その内容を記録した電子媒体(CD-ROM)1枚を併せて提出してください。

## 8 申請書類の提出

- (1) 申請書類の受付
  - ① 受付期間： 令和4年9月1日(木) から令和4年9月15日(木) 17時必着
  - ② 受付場所： 徳島市役所 経済部 経済政策課  
(徳島市幸町2丁目5番地 市役所本館3階)
  - ③ 受付方法： 申請書類一式を、持参又は郵送により提出してください。なお、郵送により提出する場合は、事前に電話による連絡をしてください。FAX、電子メールでの受付はいたしません。



#### ④ 提出書類

- |   |                        |                 |
|---|------------------------|-----------------|
| ア | 指定管理者指定申請書             | (様式 3 - 1)      |
| イ | 指定管理者指定申請者連絡先          | (様式 3 - 2)      |
| ウ | 誓約書                    | (様式 5)          |
| エ | 共同体構成法人等届 (共同体の場合)     | (様式 6)          |
| オ | 共同体協定書 (共同体の場合)        | (様式 7)          |
| カ | 委任状 (共同体の場合)           | (様式 8)          |
| キ | 法人等概要書                 | (様式 9)          |
| ク | 法人等役員一覧                | (様式 10)         |
| ケ | 法人等の主要業務実績一覧           | (様式 11)         |
| コ | 事業計画書 (総括表)            | (様式 12 - 1)     |
| サ | 事業計画書 (施設の管理運営方針)      | (様式 12 - 2)     |
| シ | 事業計画書 (管理運営体制等)        | (様式 12 - 3 - 1) |
| ス | 事業計画書 (人員体制)           | (様式 12 - 3 - 2) |
| セ | 事業計画書 (協力法人一覧)         | (様式 12 - 3 - 3) |
| ソ | 事業計画書 (本業務の実施計画(1))    | (様式 12 - 4 - 1) |
| タ | 事業計画書 (本業務の実施計画(2))    | (様式 12 - 4 - 2) |
| チ | 事業計画書 (本業務の実施計画(3))    | (様式 12 - 4 - 3) |
| ツ | 事業計画書 (本業務の実施計画(4))    | (様式 12 - 4 - 4) |
| テ | 事業計画書 (自主事業)           | (様式 12 - 5)     |
| ト | 事業計画書 (収支計画書)          | (様式 12 - 6)     |
| ナ | 事業計画書 (地域への貢献及び地域との連携) | (様式 12 - 7)     |
| ニ | 事業計画書 (情報管理)           | (様式 12 - 8)     |
| ヌ | 事業計画書 (危機管理)           | (様式 12 - 9)     |
| ネ | 事業計画書 (環境への配慮)         | (様式 12 - 10)    |
| ノ | その他添付書類                |                 |
- (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類
- (イ) 当該法人の登記簿謄本等
- (ウ) 法人等の経営状態が分かる書類 (直近 2 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書ほか)
- (エ) 市税等の滞納がないことが分かる書類 (直近 3 事業年度分の納税証明書等)
- (オ) その他市長が特に必要と認める書類

## 第 4 選定及び指定に関する事項

### 1 審査日程

審査は、令和 4 年 10 月中旬を予定しています。

## 2 審査基準

徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に定める選定基準に基づき、総合的に判断します。なお、審査基準の項目、配点等については、要求水準書を参照してください。

## 3 選定方法

- (1) 指定管理者となるべき候補者（以下「指定候補者」という。）の選定は、徳島市産業支援交流センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類による申請資格と提案内容等の審査及び申請者によるプレゼンテーションを実施し、最低基準として総合評価点が総配点の60%以上を満たす団体のうち、評価の上位順に優先交渉順位を決定し、徳島市に報告します。なお、申請者が1団体であった場合においても、選定委員会を開催するものとします。（指定管理者として十分な適格性と能力を備えた者である場合のみ選定します。）

選定委員会は、外部委員（学識経験者など有識者）3人、内部委員（市職員）2人の計5人で構成します。なお、選定委員会の会議については、非公開とします。

- (2) 市は、選定委員会における選定結果を踏まえ、最優秀者を優先交渉権者として、協議を行います。協議が整った段階で、指定候補者として選定します。

優先交渉権者と協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、選定委員会の選定結果において次点となった者との間で改めて協議を行い選定します。

## 4 選定結果の通知及び公表

指定候補者の選定結果は、審査を受けた法人等又は共同体の全てに対して、令和4年11月1日（火）に文書により通知します。

また、市のホームページにおいて、指定候補者に選定した法人等又は共同体の名称、申請団体名、選定理由などの審査結果を公表します。

## 5 留意事項

- (1) 申請者が次に掲げる項目に該当したときは、失格とします。

- ① 申請書類に虚偽の記載があったとき
- ② 指定管理者の申請要件を満たしていないことが判明したとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者としての業務を行うことについてふさわしくないと市が認めたとき
- ④ その他不正な行為があったと市が認めたとき

- (2) 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

- (3) 場合によっては、法人等及び共同体の構成法人等の主要構成員（取締役、理事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。

## 6 指定管理者の指定

市は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経て、指定

管理者を指定します。議会の議決が得られない場合は指定管理者となれません。

なお、市は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより指定候補者に生じた損害を負担しません。

## 7 協定の締結

指定管理者の指定後に、施設の管理運営業務に関する包括的な事項を定める基本協定及び各年度毎の指定管理料の支払方法等の事項を定める年度協定を締結します。協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上定めることとなります。

なお、指定管理者として指定された法人等及び共同体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。その場合、市は一切の損害賠償責任を負いませんが、指定管理者は市に生じた損害を賠償するものとします。

## 第5 その他の事項

### 1 申請書類等の取扱い

#### (1) 申請書類の作成

申請書類の作成に当たっては、要求水準書に記載されている内容を遵守してください。

#### (2) 著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。

#### (3) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法や維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

#### (4) 変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

#### (5) 返却等

提出された申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配布することがあります。また、理由の如何を問わず返却しません。

## 2 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

## 3 納税義務

指定管理者は、法人税、消費税、法人住民税、法人事業税等の納税義務を負う場合があるので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認してください。

## 4 申請書提出後の辞退

指定管理者指定申請書の提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式4）を締め切り（令和4年9月15日（木）17時必着）までに提出してください。

## 5 問合せ先及び申請書提出先

担当部署： 徳島市経済部経済政策課

所在地： 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話番号： 088-621-5225

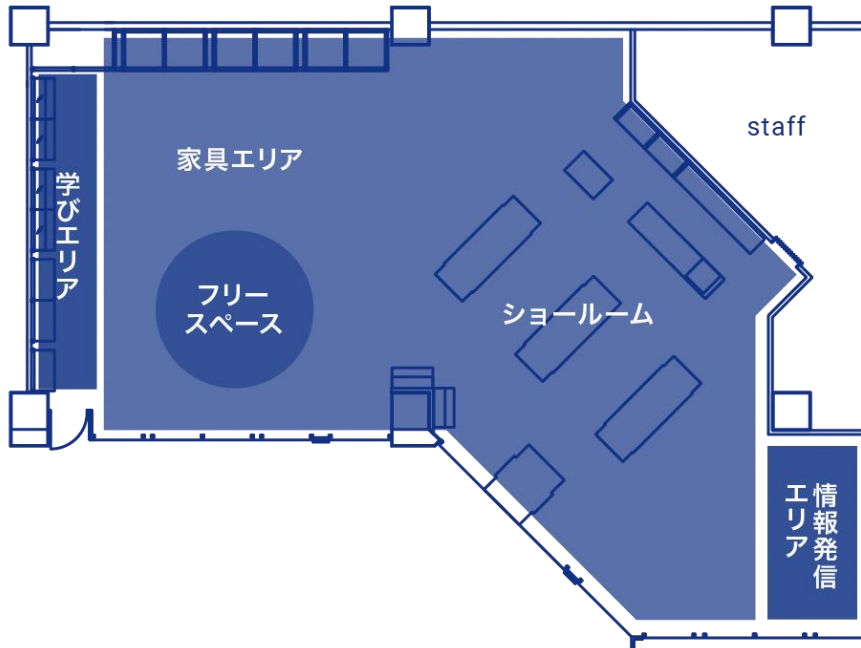
FAX番号： 088-621-5196

メールアドレス： [keizai\\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp](mailto:keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp)

担当者名： 辻・橋本

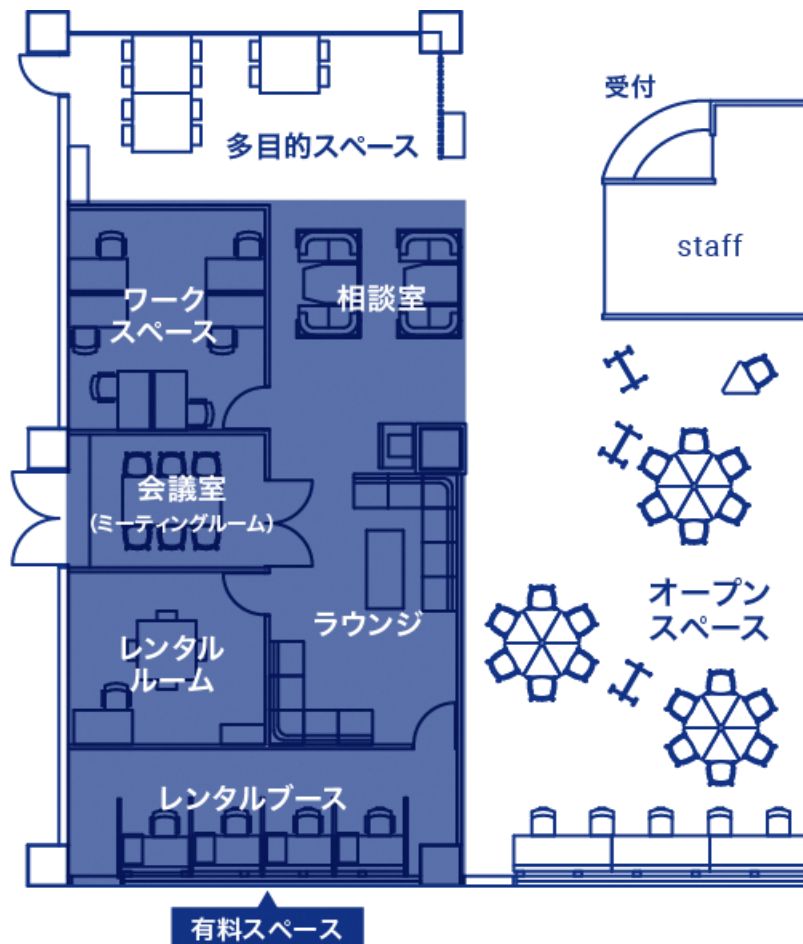
<資料> 産業支援交流センター平面図

【1階フロ  
m<sup>2</sup>】



ア : 200.61

【9階フロ  
m<sup>2</sup>】



ア : 257.81